

盛岡市こども食堂等事業に係る白米支給実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けているこども食堂等事業を市の区域内において実施する団体（以下「こども食堂等事業者」という。）に対し、白米を現物で支給することにより、こども食堂等事業者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、「こども食堂等事業」とは、地域のこども及びその保護者に対し、無料又は低額な料金で、温かい食事の提供又は弁当、食品若しくは文房具、生理用品等の配布若しくは配達を行う事業（営利活動に該当するものを除く。）をいう。

(支給の対象及び数量)

第3 市長は、こども食堂等事業者であつて、政治活動又は宗教活動を目的としないものを対象に白米を支給する。

2 前項の規定による支給（以下「白米支給」という。）は、2回に分けて行うものとする。

3 1回目の白米支給の数量は、次の各号に掲げる利用者数に応じ、当該各号に定める数量とする。

(1) 20人未満 5kg

(2) 20人以上30人未満 10kg

(3) 30人以上40人未満 15kg

(4) 40人以上 20kg

4 前項の利用者数は、当該こども食堂等事業者につき、次に掲げる人数のうち、いずれか少ない数とする。ただし、第1号に掲げる人数が0人である場合は、第2号に掲げる人数とする。

(1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施したこども食堂等事業における1月当たりの利用者数

(2) 令和7年8月1日から令和8年1月31日までに実施することを予定しているこども食堂等事業の1月当たりの利用者数

5 2回目の白米支給の数量は、1回目の白米支給後に残った白米の量及び前項の規定により算出される利用者数に応じ、市長が必要と認める数量とする。

(支給の申請等)

第4 白米の支給を受けようとするこども食堂等事業者は、盛岡市こども食堂等事業に係る白米支給申請書に、市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、白米の支給を適当と認めたときは盛岡市こども食堂等事業に係る白米支給承認通知書により、不適当と認めたときは盛岡市こども食堂等事業に係る白米支給不承認通知書により、当該申請をしたこども食堂等事業者に通知するものとする。

(受領及び使用状況の報告)

第5 こども食堂等事業者への白米の引渡しは、第4第1項の申請の際に指定した場所で行うものとする。

2 こども食堂等事業者は、白米の引渡しを受けたときは、盛岡市こども食堂等事業に係る白米受領書を市長に提出しなければならない。

3 こども食堂等事業者は、受領した白米の使用状況について、令和8年2月28日までに盛岡市こども食堂等事業に係る白米使用状況報告書を提出しなければならない。

(売買、譲渡又は担保の禁止)

第6 こども食堂等事業者は、第3第1項の規定により支給された白米を売買の目的とし、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、こども食堂等事業者に対する白米の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。